

平成23年(行ウ)第17号、第18号

第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前 川 盛 治 外274名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

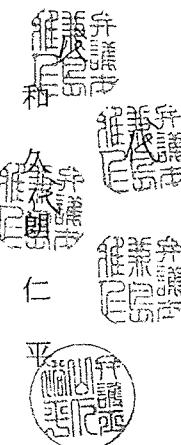
### 被告準備書面(22)

平成25年4月25日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 里 啓



被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

宮 崎 政

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

伊 東 幸 太

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士

兼 島 雅 仁

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士

山 下 裕

(原告準備書面(24)に対する認否・反論)

#### 1 原告準備書面(24) 1について

争う。

変更後の計画は新たな埋立を伴うものではないことから、環境影響評価法及び沖縄県条例に基づく環境影響評価手続を実施する義務はない。また、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがある特段の事情も認められない。

ただし、公有水面埋立法に基づく埋立免許等の変更申請には、「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」を添付する必要があり、当該図書作

成のために必要な環境調査を実施し、変更後の計画が周辺環境に与える影響について予測・評価を行い、環境保全対策や監視計画についても記載している。

## 2 同 2 について

### (1) 同 1 )について

被告沖縄県知事の主張内容については認める。

護岸で囲まれた区域については、平成 12 年の公有水面埋立承認に基づき土砂投入が開始されており、平成 23 年変更申請時の「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」（甲 A 6）に記載していない。

### (2) 同 2 )について

争う。

平成 12 年当時の環境影響評価書は杜撰なものではなかった。

また、口頭弁論終結時までに新たに判明した事実関係等については、関係機関に報告するとともに、十分な調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じており、再度の環境影響評価法に基づく環境アセスを行う必要があったとは考えていない。

### (3) 同 3 )について

争う。

上記より、「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」は、公有水面埋立法の「環境保全につき十分配慮させられたるもの」との要件を充足していると考える。

## 3 同 3 について

### (1) 同 1 )について

被告沖縄県知事の主張内容については認める。

### (2) 同 2 )について

沖縄市の報告内容については認める。

(3) 同3)について

争う。

「特別採捕許可」は沖縄県漁業調整規則41条に基づくものである。

(4) 同4)について

争う。

「特別採捕許可」は沖縄県漁業調整規則41条に基づくものである。

(5) 同5)について

争う。

「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」は、公有水面埋立法の  
「環境保全につき十分配慮せられたるもの」との要件を充足している。

以上